

2025年3月31日

株式会社トヨタ カスタマイジング&ディベロップメント

公正取引委員会からの勧告に対する取り組み報告

去る2024年7月5日、株式会社トヨタ カスタマイジング&ディベロップメント（以下、当社）は、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告を受けました。取引先様をはじめとする関係の皆様へ、ご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

今回の勧告を受け当社で取り組んでまいりました内容についてご報告させていただきます。

<ご報告事項>

1. 違反行為の概要について
2. 金銭回復措置（※1）について
3. 再発防止について

1. 違反行為の概要について

<違反内容①：不当な返品>

製品受領時の当社での品質検査及び下請事業者への文書での品質検査の委託のいずれも実施しないまま、不具合品であることを理由に受領した製品の返品を行っていた。
当該行為が、下請法第4条第1項第4号（返品の禁止）の規定に違反していた。

<違反内容②：不当な経済上の利益の提供要請の禁止（金型等の無償保管）>

当社が下請事業者に貸与している当社所有の金型等について、当該金型等を用いる製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に当該金型等を無償で保管をさせていた。
当該行為が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反していた。

2. 金銭回復措置について

<違反内容①：不当な返品>

本勧告の違反行為に係る金銭回復措置の範囲（対象期間、対象下請事業者数、支払金額）は以下のとおりです。

- ・ 対象期間：2022年7月～2024年3月（※2）
- ・ 対象下請事業者数：65社
- ・ 支払金額：5,427万3,356円（2024年6月に支払完了）

上記と併せて自主点検として本勧告の対象期間外の返品についても、金銭回復措置を実施いたしました。2025年3月にお支払いを完了しております。

<違反内容②：不当な経済上の利益の提供要請の禁止（金型等の無償保管）>

本勧告の違反行為に係る金銭回復措置の範囲（対象期間、対象下請事業者数、対象金型等数、支払金額）は以下のとおりです。

- ・対象期間：2022年7月～2024年9月（※3）
- ・対象下請事業者数：35社（※4）
- ・対象金型等数：498個（※5）
- ・支払金額：1,965万9,086円（2025年2月に支払完了）

上記と併せて自主点検として本勧告の対象外のコ型等や対象期間外のコ償保管についても、金銭回復措置を実施いたします。現在、下請事業者に該当するカ否かを問わず全ての取引先様との間で金型等の管理状況を確認の上、ご負担いただいた保管費用の見積もりを進めております。2025年5月末を目途に金銭回復措置の金額を確定させ、お支払いを完了させていただく予定です。

3. 再発防止について

今後同じ違反を繰り返さないために、当社社長含む経営層より継続的にトップメッセージを発信し、コンプライアンス意識の一層の向上を図ると共に、風通しのよい職場風土の醸成に、経営層が率先して取り組みます。

<具体的な取り組み>

(1) 下請法に関する社内教育への対応

今後、本勧告対象となった行為を含め、下請法に違反する行為を行うことがないように、2024年8月22日、社外から弁護士を講師として招き、下請法に関する研修を実施いたしました。当該研修には、当社調達・発注担当を初めとして業務で下請事業者と関りがある可能性のある全ての役職員が参加しています。今後も、定期的に教育教材を見直しながら社内教育を継続し、関係法令の内容を正しく理解し、常に見識を深めるよう努めます。

(2) 不当な返品への対応

当社にて製品受領時の品質検査（受入検査）を実施しない場合には、下請事業者に対する返品を行いません。また、当社の事業間での運用を統一するため、全事業の品質管理機能及び品質保証機能をそれぞれ一つの組織に集約することで、部署間での上記運用に関する認識の齟齬を解消し、全ての事業において、上記運用を徹底してまいります。

(3) 金型等の無償保管への対応

全ての取引先様との間で金型等の取扱いについて協議の上で、「型の取扱いに関する覚書」を締結し、金型等の取扱いの内容を書面化します。今後は、取引先様に対して、金型等の保管に係る費用をお支払いする、取引製品の量産期間終了時期及び金型等の廃棄時期の通知を適時に発出するなど、上記覚書の規定に従った金型等の取扱いを徹底します。また、取引先様との間で、定期的に、金型の取扱いに関して協議する場を設定するなど、取引先様との相互コミュニケーションを強化してまいります。さらに、当社の事業間での運用を統一するため、全事業の調達機能を一つの組織に集約することで、事業間での上記運用に関する認識の齟齬を解消し、全ての事業において、上記運用を徹底してまいります。

今回、新たに整備した基準やツール、そしてプロセスの運用が確実に実践されるよう、各職場の標準作業（業務プロセス）に織り込むと共に、今後も継続的に実業務の中で改善を実施します。

(4) 監査体制への対応

下請法の遵守体制及び運用について、弁護士等による定期的な外部監査を行います。

上記内容にて2025年3月13日に公正取引委員会へ改善報告書を提出し、公正取引委員会から承認を得ました。

今後もコンプライアンスを第一に、取引先様とのより良いコミュニケーションを継続し、ステークホルダーの皆さまに信頼いただける企業を目指してまいります。

※1：当社違反行為によって下請事業者が被った不利益に相当する金額をお支払いすること。

※2：2024年4月以降は下請事業者に対する返品を実施しておりません。

※3：2024年10月以降に継続して発生している保管費用についても、対象下請事業者と協議の上で、別途お支払いさせていただきます。

※4：勧告の対象となった下請事業者49社のうち、各下請事業者との協議等の結果、金銭回復措置の対象となった下請事業者は35社となりました。

※5：勧告の対象となった対象金型等664個のうち、各下請事業者との協議等の結果、金銭回復措置の対象となった金型等は498個となりました。

以上